

首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中止の要請

本会は、一九八一年以来、首相及び閣僚の「靖国神社公式参拝」に對して、反対の意思表明を行つてまいりました。

現在の靖国神社が、特定の基準をもつて合祀の対象とした戦没者を神靈として祀る神社であり、純然たる宗教施設であることは明白であります。

従いまして、一宗教施設である靖国神社に、首相及び閣僚が公式参拝することは、どのような形式をとつたとしても、日本国憲法に定める「信教の自由」「政教分離」の原則に反することは、疑いの余地がありません。

私たちは、戦後七十年という節目の年に当たり、これらの憲法の規定こそが、今日の我が国の平和の礎となつていることを、今一度思い起こしたいと思います。

戦没者の追悼は、各ご遺族がそれぞれにその仰ぐ宗教によつてなされるべきものであります。これを国家の名において行うのであれば、それは戦争によつてかけがえのない生命を失われた全ての方々に対する深い懺悔と、平和に対する願いをこめて鄭重になされるべきであり、しかも遺族の方々の信教の自由を侵さぬよう、その遺族がいかなる宗教的方法をもつても礼拝できるような形式をとるべきであります。

本年も間もなく「戦没者を追悼し平和を祈念する日」がまいります。

本会は、首相及び閣僚が、靖国神社への公式参拝を行わないよう、要請いたします。

二〇一五（平成二十七）年八月三日

公益財団法人 全日本仏教会

理事長 齋藤明聖

自由民主党総裁

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

